

平成 25 年 11 月

会員の皆様へ

一般社団法人 全国陸上無線協会

税率が変更となる消費税の扱いについて

(無線局申請等サポート事業関係)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業に関しまして、ご支援、ご協力を賜り有難うございます。

さて、ご承知のとおり、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率がこれまでの 5% から 8% に変更されます。これに伴い、当協会の事業の負担金等に係る消費税率も変更させて頂くこととなりますが、その扱いにつきましては、公認会計士の指導等もあり、下記のとおりとさせて頂くことにしましたので、ご了知の上、行き違いのないようお願い申し上げます。

敬具

記

1 新たな消費税率を適用する基準日

無線局申請等サポート事業において、一連の業務の中で新たな消費税率を適用する基準日をどの時点にするかにつきましては、案件毎に役務の提供の完了時、つまり総合通信局からの免許状等を会員様に発送した日(免許状等が発給されない場合にあつては、総合通信局の審査完了の日)とすることとします。従いまして、その日が平成 26 年 3 月 31 日以前であれば 5%、平成 26 年 4 月 1 日以降であれば 8% を適用させて頂きます。

この関係で、平成 26 年 3 月末日までに受け付けた案件に係る請求書の発行は、これまで案件の受付の際であったものを一時的に免許状等を発送する日に変更させて頂きます。

なお、他の事業におきましても同様とし、案件ごとの業務の完了の日をもって適用する消費税率が決まることとなります。

2 再免許手続きの扱い

再免許手続きにつきましては、免許の有効期間満了前 3 カ月以上 6 カ月を超えない期間に行うことになっておりますので、来年 4 月以降に再免許になる手続きは既に始まっているところです。これらの扱いにつきましては、前記 1 に関わらず、平成 25 年 12 月 31 日までに協会にお申し込みがあった案件につきましては一律 5% の消費税を適用することとし、平成 26 年 1 月 1 日以降にお申し込みの案件は、前記 1 に示したとおりとさせていただきます。

3 本件措置については、平成 26 年 3 月 20 日に開催予定の第 65 回理事会において「負担金等に関する規程」の所要の改正を提案することとしています。

【問合せ先】

(一社)全国陸上無線協会 事業部
又は各地方支部事務局へ